

出会い系サイト等に係る児童の 犯罪被害防止のための論点

平成19年10月31日

事 務 局

出会い系サイトに関する児童被害防止のための論点

1 インターネット異性紹介事業者としての責任をどう考えるか

◆ 不適切なサイト運営をどうやって防ぐか？

論点 都道府県公安委員会に対する届出制を採用してはどうか

論点 この法律に違反した者は、行政処分（指示処分又は事業の停止命令）の対象としてはどうか

また、事業者の欠格事由を設け、該当者は事業廃止命令の対象としてはどうか

◆ 被害発生のきっかけとなる書き込みをどうするのか？

論点 事業者に、児童に関する書き込みを知ったときの削除を求めてはどうか

◆ どんな事業者にも削除対象に気付いてもらうにはどうするのか？

論点 民間団体（サイバーパトロールを行う団体等）に対し、公安委員会が情報提供等の支援を行うこととしてはどうか

2 児童による利用をどう防ぐか

◆ 児童が利用してしまう仕組みをどうするか？

論点 年齢の自主申告方式を一部廃止し、より厳格な確認方法を採用してはどうか

◆ 児童を“退場”させる仕組みは十分か？

論点 児童の利用を防止するため、事業者が児童に利用させる行為を禁止してはどうか。また、私人（第三者）が児童に利用させる行為を禁止してはどうか

◆ 児童にも送られる広告メールをどうするか？

論点 児童に向けた広告メールの送付を禁止してはどうか

◆ フィルタリングをもっと利用してもらうためにはどうするか？

論点 フィルタリングの普及を促進するため、法律で保護者及び携帯電話事業者の責務を規定してはどうか

3 その他

◇ 児童被害が発生しているその他のサイトをどう考えるか？

論点 児童被害が発生している事業者による自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性について、サイト上で注意喚起すること等を求めてはどうか

1 インターネット異性紹介事業者としての責任をどう考えるか

論点 都道府県公安委員会に対する届出制を採用してはどうか(違反した者は処罰)

問題点

個人情報保護の意識の高まり

⇒ プロバイダ等の任意協力が得にくく、公開情報のみではサイト開設者を特定できず

⇒ 義務違反の事業者(サイト開設者)に対する警告や行政処分が困難

1 インターネット異性紹介事業者としての責任をどう考えるか

論点 この法律に違反した者は、行政処分(指示処分又は事業の停止命令)の対象としてはどうか
また、事業者の欠格事由を設け、該当者は事業廃止命令の対象としてはどうか(停止命令及び廃止命令に違反した者は処罰)

問題点

不適切な運営を行う事業者の存在

⇒ 将来の違反行為を防止する仕組みがない

現行の是正命令(第10条)は義務違反行為の解消のための措置を求めるもの。

⇒ 不適格者を排除する仕組みがない

1 インターネット異性紹介事業者としての責任をどう考えるか

論点 事業者に、児童に関する書き込みを知ったときの
削除を求めてはどうか
(違反した場合は是正命令(特定の書き込みの削除を
求める命令)又は指示処分の対象)

問題点

利用が認められていない児童が出会い系サイトを利用

⇒ 児童に関する書き込み(不正誘引を含む)をきっかけに被害が発生

投稿者からの損害賠償請求等のリスクから、事業者による自主的な送信中止には
限界あり。

1 インターネット異性紹介事業者としての責任をどう考えるか

論点 出会い系サイトに関係した児童被害の防止活動を行う民間団体(サイバーパトロールを行う団体等)に対し、公安委員会が情報提供()等の支援を行うこととしてはどうか

例えば出会い系サイトのURL

問題点

事業者に削除を求めるとしても、書き込みの監視義務までは課せない

⇒ 中小規模の事業者にとって、削除対象の書き込みを自ら認知することは困難

2 児童による利用をどう防ぐか

論点 年齢の自主申告方式を一部廃止し、より厳格な確認方法()
を採用してはどうか【国家公安委員会規則による規定事項】

例えば、閲覧や書き込みは自主申告による確認を認め、メール送信の際には厳格な確認を義務付ける

問題点

年齢詐称による児童の利用が容易

⇒児童の利用による児童被害が発生

立法時はインターネット上で簡便かつ確実に相手方の年齢を確認する方法が普及していなかったため、すべての事業者が実行可能な方法として、自主申告方式(「18歳以上ですか、はい・いいえ」をクリック等)認めた。

確実な年齢確認(例えば、身分証明書の送付やクレジットカード支払い等)は一部事業者のみ採用している。

2 児童による利用をどう防ぐか

論点 児童の利用を防止するため、事業者が児童に利用させる行為

(1)を禁止してはどうか

また、私人(第三者)が児童に利用させる行為(2)を禁止してはどうか

1 例えば、書き込み内容等により児童の利用が判明した場合に引き続き利用させること、児童と分かる身分証明書を提示されたにもかかわらず利用させること

2 サイトの会員IDの貸与等

問題点

「児童に利用させてはならない」という規範がない

⇒ 事後に児童であると判明しても、“退場”させづらい(利用停止は事業者の自主判断)

確実な年齢確認方法を採用した場合には児童の利用は困難に

⇒ 脱法行為として第三者による児童に利用させる行為が予想される

2 児童による利用をどう防ぐか

論点 児童に向けた広告メールの送付を禁止してはどうか

例えば、以下のように児童でないことが確認されている宛先以外には、事業者が広告メールを送ることを禁止する

- ・ あらかじめメール等で問い合わせ児童でないことが確認済みのアドレスに限って送る場合(問い合わせメール自体が広告に当たる場合を除く)
- ・ 既に児童でないことを確認済みの自分のサイトの会員へ送る場合

問題点

児童に対しても無差別に広告メールが送付される

⇒ 広告メールをきっかけとして児童が出会い系サイトを利用

利用のきっかけとして、一般中高生の32%が、「広告(迷惑)メールを見て」と回答。(注1)

出会い系サイトに関係した被害児童の9.2%が、広告メールを契機にサイトを知ったと回答。(注2)

(注1) 社会安全研究財団による(18年12月の調査) (注2) 警察庁による(19年7月から9月にかけて検挙された事件)

2 児童による利用をどう防ぐか

論点 フィルタリングの普及を促進するため、法律で保護者及び携帯電話事業者の責務(努力義務)を規定してはどうか

問題点

フィルタリングサービスの認知状況は向上しつつあるが、児童の利用は低迷

⇒ 児童利用端末へのフィルタリングの導入に重要な役割を果たす者による取組みが不十分

携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況(良く知っている・聞いたことはある)は65.9%。(注1)

子どもが使用する携帯電話のフィルタリングサービスの利用状況は、「利用している」が4.2%、「利用していない」が20.8%(なお、「子どもが携帯電話からインターネットに接続できる環境にない」が73.8%)。(注2)

(注)総務省による調査(1:20歳以上の男女への調査。2:そのうち18歳未満の子どもがいる者への調査。19年1月の状況)

3 その他(法令改正以外の対策を含む)

論点 児童被害が発生しているサイトの事業者による自主規制として、ネット上で出会った異性との交際の危険性について、サイト上で注意喚起すること等を求めているかどうか

問題点

法律上の出会い系サイトの要件に該当しない場合、児童の利用は規制されず

⇒ こうしたサイトに関係した被害も発生

最も多い被害罪名は青少年保護育成条例違反(淫行等)(出会い系サイトでは児童買春が最多)

⇒ ネット上で出会った異性との交際の危険性に関する被害者側の認識が不十分

出会い系サイトに該当しないサイトの利用目的は、異性交際以外(例:メル友探し、ゲーム、自己紹介)が多い。異性交際目的でなく利用した児童が、サイト上で出会った異性と交際し被害に発展。